

令和元年9月1日

会員事業主 各位

衛生管理者・安全管理者・労務管理者へもご回覧ください！！

事業主	衛生管理者	安全管理者	労務管理者

一般社団法人酒田労働基準協会  
会長 高橋 幸雄

## 令和元年度 衛生標語の募集について

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、本年で第70回を迎え、10月1日～7日まで「健康づくりは 人づくり みんなでつくる 健康職場」をスローガンのもとに始まります。

労働者の健康をめぐる状況は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）に基づく一般健康診断における有所見率は5割を超え、年々増加を続けています。

また、過重労働等によって労働者の尊い命や健康が損なわれ、深刻な社会問題となっており、脳・心臓疾患、精神障害の労災認定件数は、ここ数年は700件台で推移しており、そのうち死亡又は自殺（未遂を含む。）の件数は200件前後で推移していましたが、平成30年度は158件となっています。

仕事や職業生活に関する強い不安、悩み又はストレスを感じる労働者は、依然として半数を超えています（「平成29年労働安全衛生調査（実態調査）」以下「実態調査」という）。

メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合は58.4%にとどまっており、ストレスチェック制度の運用についても、集団分析結果を職場環境の改善に活用している事業場の割合は51.7%にとどまっています。化学物質に起因する労働災害は、年間450件程度で推移しており、危険物によるものが約4割、有害物によるものが約6割となっています。法定の化学物質を取り扱う事業場におけるリスクアセスメントの実施率は52.8%、ラベル表示及びSDS交付の実施率はそれぞれ77.3%、69.1%にとどまっています（「実態調査」）。過去の石綿ばく露により石綿関連疾患を発症したとして労災支給決定された件数は、近年、1,000件前後で推移しており、特に建設業では500件を超えています。石綿含有建材を用いて建設された建築物が今なお多数現存しており、その解体工事が2030年頃をピークとして、増加が見込まれています。

安衛法の一部改正により、平成27年6月から職場における受動喫煙対策が努力義務とされました。

平成30年7月に望まない受動喫煙を防止するための改正健康増進法が成立しました（2020年4月完全施行予定）。このような状況の中、職場において受動喫煙を受けていると回答した労働者の割合は37.3%となっています（「実態調査」）。

当協会では、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保のため、9月1日より30日までの準備期間中に下記の通り衛生標語を募集することに致しました。

貴事業場におかれましても、奮ってご応募下さいますよう宜しくご配慮の程、お願い申し上げます。

記

### 1. 標語の趣旨

健康の保持増進、体力づくりやメンタルヘルス等、心と体の健康づくりを訴える内容。

2. 応募の方法

(1) 応募 : メール又はFAX(本用紙)にて応募下さい。

尚、メールで応募の場合は、当協会に「応募用紙ファイル希望」と書いたメールを頂ければ「応募用紙ファイル」を返送致します。

E-Mail kyokai@sakata-roki.or.jp

(2) 応募点数 : 1事業場につき5点以内

(3) 応募先 : 一般社団法人酒田労働基準協会 酒田市中町2-5-19  
酒田駐車ビル内 TEL 22-1311、FAX 22-1316

(4) 締切り : 9月30日(月) 事務局まで必着。

3. 選考

当協会の専門部会と庄内労働基準監督署様のご協力を得て選考し、当協会会長が最優秀賞作品及び入賞作品優秀作品を決定します。

4. 表彰

(1) 公表 : 最優秀賞作品及び入賞作品を山形労働基準通信12月号に折り込み、応募にご協力下さいました事業場と応募者名を公表致します。

(2) 表彰 : 令和2年5月に開催する総会の席上で表彰、賞状と記念品を贈呈致します。

5. その他

事業場独自に衛生標語の募集をしている場合、その中から選抜して応募なされても結構です。

## 令和元年度 衛生標語応募用紙

事業場	名称:	TEL
	所在地:	事業主・役職名:
	窓口担当者・役職名:	
応募標語		(ふりがな) 応募者ご氏名

令和元年 9月 日

( FAX 22 - 1316 )

一般社団法人酒田労働基準協会行き